

五城目町クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は五城目町がクラウドファンディング（特定の事業への支援を目的として、インターネット等を通じて広く不特定多数の人々から寄附金を集める資金調達の方法をいう。）を活用し、集まった寄附を財源とした補助金により、地域活性化に資する活動及び地域課題の解決に資する活動を行う法人又は団体（以下「団体等」という。）を支援するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のすべてに該当する事業とする。

- (1) 地域活性化に資する事業
- (2) 地域の課題解決に資する事業
- (3) 寄附金の目標金額を100万円以上とする事業
- (4) 寄附金が目標金額に達しない場合でも実施する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める事業

2 前項に該当する事業のうち、次のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除く。

- (1) 特定の宗教又は政治的活動を目的としたものである場合
- (2) 団体等の構成員のみを対象とする場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のすべてに該当する団体等とする。

- (1) 町内に主たる活動場所を有すること。
- (2) 団体等（任意団体の場合は代表者）が町税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が不適当と認める団体等にあつては、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費のうち、別表第1に掲げる経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金は、集まった寄附金から当該寄附募集に係る手数料、返礼品代の調達費用及び送料等から差し引いた額を交付するものとし、集まった寄附金の2分の1の額を上限とする。

2 補助金の額の算出に当たり1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切捨てるものとする。

(事業の認定申請)

第6条 補助事業の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、五城目町クラウドファンディング活用支援事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 定款、規約、会則など団体等の概要がわかる書類

(事業の認定)

第7条 町長は前条の規定による認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の認定の可否を決定し、速やかにその結果を五城目町クラウドファンディング活用支援事業認定決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は補助事業に必要と認められる条件を付することができる。

(認定の取消し)

第8条 町長は、前条の規定により事業の認定を受けた団体等(以下「認定事業者」という。)が次のいずれかに該当すると認めた場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けた場合
- (3) 補助事業を中止した場合
- (4) その他町長が不適當であると認めた場合

(クラウドファンディングによる寄附募集の実施)

第9条 町長は、前条の規定により認定した事業について、ふるさと納税制度によるクラウドファンディングを活用して、五城目町が登録しているインターネットポータルサイトに一定期間掲載し、寄附を募るものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 認定事業者は、町長が定める日までに五城目町クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 町長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、五城目町クラウドファンディング活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により速やかに認定事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第12条 認定事業者は、補助事業の内容を変更または中止するときは、五城目町クラウドファンディング活用支援事業変更(中止)承認申請書(様式第7号)を町長へ提出し、その承認を受けること。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、五城目町クラウドファンディング活用支援事業変更(中止)承認通知書(様式第8号)により認定事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第13条 認定事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内または補助事業を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を町長へ提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 成果報告書(様式第11号)

2 補助事業が複数年度にわたる場合、認定事業者は補助金の交付を受けた年度から事業完了まで毎年度、当該年度における実績を町長へ報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第14条 町長は、前条に規定する実績報告書等を受理した場合は、当該報告書の審査により交付すべき補助金の額を確定し、五城目町クラウドファンディング活用支援事業補助金確定通知書(様式第12号)により認定事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に認定事業者へ五城目町クラウドファンディング活用支援事業補助金交付請求書

(様式第13号)を速やかに提出させ、その請求に基づき補助金を交付するものとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定後に五城目町クラウドファンディング活用支援事業補助金概算払請求書(様式第14号)により概算払をすることができる。

(補助事業内容の情報発信)

- 第16条 認定事業者は、補助事業の内容について、町民や寄附者への情報発信に努めるものとする。

(補助金に係る帳簿等の保存)

- 第17条 認定事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を整理し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	内容
報償費	講師、専門家に対する謝礼
旅費	講師、専門家の交通費、宿泊費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、保険の掛金等
委託料	事業実施の一部を業務委託する場合の委託料
使用料及び賃借料	機器及び施設等の使用料、借上料
備品購入費	機械等の購入費
工事請負費	増改築費等
原材料費	工事中材料代、加工用原料代等
負担金	研修会参加費、関係機関加入負担金
その他町長が特に必要と認める経費	

（注意事項）

ただし、次に掲げる経費については補助対象経費には含まない。

- （1）官公署に支払う手数料等
- （2）申請のあった事業の実施に直接関係のない経費
- （3）一切の賃金
- （4）一切の飲食費
- （5）その他社会通念上不適切と認められる経費